

上山市消費生活センターだより

令和3年3月発行

新生活を迎えるために、そろそろ引っ越しの準備が始まる時期です。進学や就職などで賃貸住宅の契約が必要な方は、慎重に契約を行いましょう。

賃貸住宅の退去トラブルを防ぐためには、入居前に契約書をよく読み、次のような注意をすることが必要です。

賃貸住宅の退去トラブルを防ぐためには・・・？

1 契約前に退去時の条件をよく確認する。

ハウスクリーニングは借主負担とするなどの特約は原則として有効になるため、契約前に契約書をよく読み、退去時の特約等を確認しましょう。



2 入居前に、立ち会い等により部屋の状況を確認し記録する。

家主側と一緒に、入居前の部屋の状況を確認しましょう。その際に確認した内容をメモに残したり、修繕が必要と思われる箇所の写真を日付入りで撮ったり、証拠となる記録を残しましょう。



3 入居中は適切に使用する。

入居中は契約内容やルールを守って、適切に使用しましょう。入居中に不具合が生じた場合は、貸主に連絡し、修繕について相談しましょう。

4 退去時に、立ち会い等により部屋の状況を確認し記録する。

家主と一緒に退去時の部屋の状況を確認しましょう。写真撮影などにより、十分に確認しましょう。



賃貸住宅の退去時に高額な修繕費を請求された等のトラブルが起きた場合は、お近くの消費生活センターにご相談ください。また、国土交通省のホームページに掲載されている『原状回復をめぐるトラブルとガイドライン』も参考にしましょう。

その他、住まい全般に関するトラブルのご相談は、
(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センターの

住まいるダイヤル ☎ 0570-016-100 をご利用ください。

宅配便業者を装った「不在通知」の偽 SMS に注意しましょう！

1. 「お客様宛にお荷物のお届けにあがりましたが不在のため持ち帰りました。下記よりご確認ください」という内容の偽 SMS（ショートメッセージ）が送られてきます。
2. 送られてきた SMS には偽サイトに誘導する URL が記載されています。
3. 〈ケース 1〉 偽サイトにアクセスして不正なアプリをインストールした結果、消費者のスマートフォンから同じ内容の SMS が多数送信され、身に覚えのない通信料が発生します。
〈ケース 2〉 偽サイトにアクセスして ID・パスワード等を入力した結果、キャリア決済などを不正利用されて、身に覚えのない請求を受けます。

SMS やメールで「不在通知」が届いても、記載されている URL には安易にアクセスしないようにしましょう。

ご家庭でもぜひ消費者トラブルについて話題にしてみてください。就職や学業のため離れて暮らすお子さま等にはこちらをお知らせください。

消費者ホットライン ☎188（いやや！）

全国共通の電話番号です。最寄りの消費生活相談窓口につながります。

「消費生活センター」ってどんなところ？

消費生活に関する次のような相談ができます。

- 事業者との契約に関するトラブル
- 架空請求・不当請求
- 悪質商法、訪問販売、通信販売に関するトラブル
- クーリング・オフについて
- 等々…



消費者庁イラスト集より

相談すれば必ず問題が解決できるというわけではありませんが、解決できるように消費者様と一緒に考え、対処方法の助言や情報提供などを行います。相談料は無料です。相談者の方の秘密は厳守されます。

消費生活で少しでも「おかしい」「不安」と思ったら、どうぞ早目にお電話ください。

～ご相談の前に～

相談に関する資料（契約書、保証書、パンフレットなど）をご準備いただくと、問題点を把握するのに役立ちます。

【発行】 上山市消費生活センター

〒999-3192 上山市河崎 1-1-10 上山市役所 市民生活課内

☎023-672-1111 内線 115